

外貨建 変額 個人年金

ロングハピネス

米ドル建

変額個人年金保険（米ドル建保証金額付特別勘定終身年金型2016）

ソニーライフ・ウィズ生命保険株式会社は、2021年4月1日にソニー生命保険株式会社と合併いたしました。それに伴い、本文中に記載の旧社名は合併後の社名に読み替えていただきますよう、お願いいたします。商品性に関する記載内容は制作当時のまま変更しておりません。



この商品は以下のご意向に沿う内容となっております

- 外貨建の特別勘定で資産を運用して、将来の年金を準備すること
- 運用実績に応じて積立金が増減することを許容するとともに、収益性を期待して、将来のための資産を増やすこと
- 死亡した場合に必要な遺族への保障を準備すること
- 運用実績にかかわらず、死亡給付金額および受取総額（既払年金合計額と死亡一時金の合計額）は、基本給付金額（一時払保険料）が最低保証されていること

この商品は、ソニーライフ・ウィズ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本が保証されているものではありません。

契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット

この「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」は、ご契約のお申し込みの際の重要な事項を「契約概要」および「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約の際には、**こちらの内容を十分にお読みください。**また、「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご確認ください。

商品パンフレット… P.1
 契約概要…………… P.23
 注意喚起情報……… P.33

引受保険会社

ご確認いただきたい事項

生命保険募集人の権限について

生命保険募集人(募集代理店および募集代理店の担当者を含みます。)は、お客さまとソニーライフ・ウィズ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申し込みに対してソニーライフ・ウィズ生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、ソニーライフ・ウィズ生命の承諾が必要になることがあります。

その他ご注意いただきたい点について

- 変額個人年金保険(米ドル建保証金額付特別勘定終身年金型2016)「ロングハピネス」の引受保険会社はソニーライフ・ウィズ生命保険株式会社です。
- この商品は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
- この商品にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他の取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 募集代理店では、複数の保険会社の商品をお取り扱いしている場合があります。詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

募集代理店



横浜銀行

Bank of Yokohama

株式会社 横浜銀行
 〒220-8611 横浜市西区みなとみらい3-1-1

引受保険会社

ソニーライフ・ウィズ生命保険株式会社

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-52-2
 青山オーバルビル
 ホームページ <https://www.sonylifewith.co.jp>
 お客さまサービスセンター **0120-966-066 (通話料無料)**
 《受付時間》月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)
 午前9時～午後5時30分

私たちを取り巻く環境と将来への備えについて考えてみましょう

人生100年時代への船出

私たちは、自分が何歳まで生きることができるのかわかりません。100歳以上の高齢者数も年を追うごとに増えています。

百歳以上高齢者数の年次推移と推計



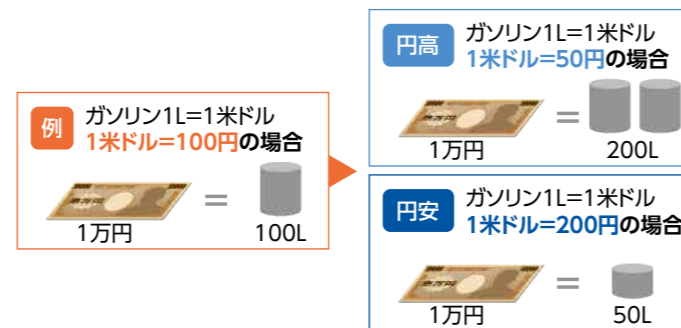
出所：厚生労働省「平成29年 百歳以上高齢者等について」および
国立社会保障・人口問題研究所「平成29年推計 日本の将来推計人口 出生中位(死亡中位)」
をもとにソニーライフ・ウィズ生命にて作成

外貨を持つ意義

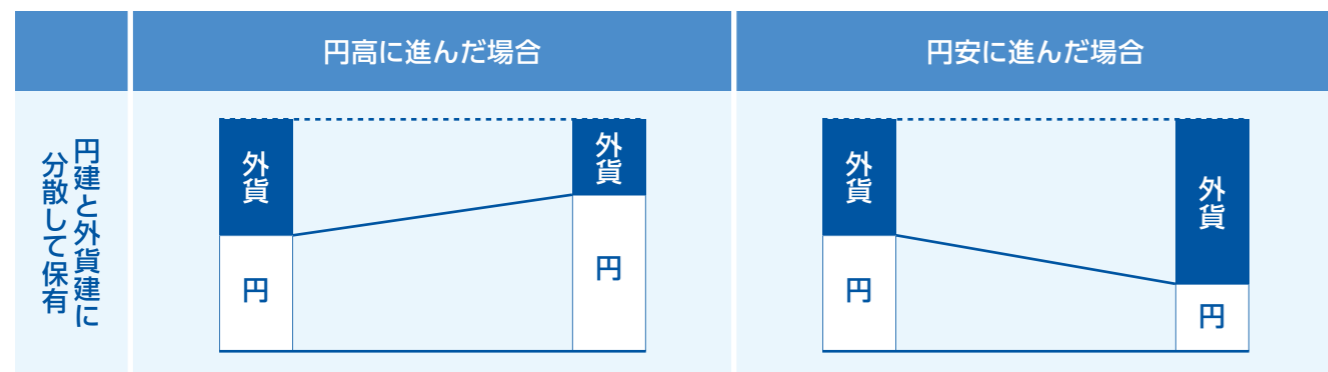
日本と米国との比較

	日本	米国
人口推移予測*1	▲15.1%	20.8%
食料自給率*2	39%	127%
エネルギー自給率*3	6%	85%

為替変動による実質購買力の変化(イメージ)*4



円と外貨の分散投資の効果(イメージ)*4



*1 出所:国連人口部による「世界人口見通し(2015年改訂)」を基に、ソニーライフ・ウィズ生命が作成。各国とも2015年の人口に対する、2050年の人口予測(中位推計)の増減比を表したものを、小数第2位以下を切り捨てて表示。
*2 出所:農林水産省「諸外国・地域の食料自給率(カロリーベース)」の推移を基に、ソニーライフ・ウィズ生命が作成。日本は2015年、その他は2011年。
*3 出所:経済産業省ホームページ「日本のエネルギーのいま:抱える課題」の「OECD諸国の一次エネルギー自給率比較(2012年)」を基に、ソニーライフ・ウィズ生命が作成。小数点以下を切り捨てて表示。
*4 為替変動により円の購買力に変化が起ることや、通貨の分散投資によって為替変動による実質的な資産価値への影響緩和が可能になる考え方をイメージしていますが、為替変動によって必ず円の資産価値が変化することや、通貨の分散によって必ず資産価値が維持できることを例示するものではありません。

今後、私たちを取り巻く環境がどうなるのかわかりません。

人生100年時代は目前です。

この「ロングハピネス」で備えてみませんか?

据置期間の異なる2つのコースをご用意しました。

据置期間1年

早期受取コース

- ☑ セカンドライフ真っ只中、すぐに年金を受け取りたい。
- ☑ 受け取りながら、将来のインフレに備えて運用もしたい。



据置期間5年~20年

据置受取コース

- ☑ 退職までまだ時間があるので、じっくりふやしてから受け取りたい。
- ☑ 当面は働くので問題ないけど、完全にリタイアした後の収入ダウンを補いたい。



どちらのコースも

- 一生涯にわたって、年金をお支払いします。
- 万一のときは、のこしたい方を指定しておくことができます。
- 米ドルでも日本円でも受け取れます。

➡くわしくは次ページ以降をご覧ください。

「ロングハピネス」早期受取コース

この商品は、米ドル建の変額個人年金保険です。

お申し込み時

コースをお選びいただきます。

早期受取コース

据置受取コース

- 早期受取コースと据置受取コースからご選択いただけます。
- 早期受取コースの据置期間は1年となります。(年金支払開始年齢47歳～75歳)



●ご契約後にコースを変更することはできません。

据置期間中

年金額をふやすし

●据置期間と運用実績に応じて

被保険者が亡くな
死亡給付金をお支

●死亡給付金額は、基本給付金
米ドル建で最低保証されます。

くみがあります。

年金額をふやすくみがあります。

られた場合は
払いします。

額(一時払保険料)が



➡ くわしくはP.7～8、P.17

年金支払期間中

一生涯、年金受取が続きます

●被保険者が生存されている限り、年金のお支払いは続きます。

お受け取りいただく金額の総額は
最低保証されます

●この商品でお支払いする、年金額と死亡一時金額の合計は、
基本給付金額(一時払保険料)が米ドル建で最低保証されます。

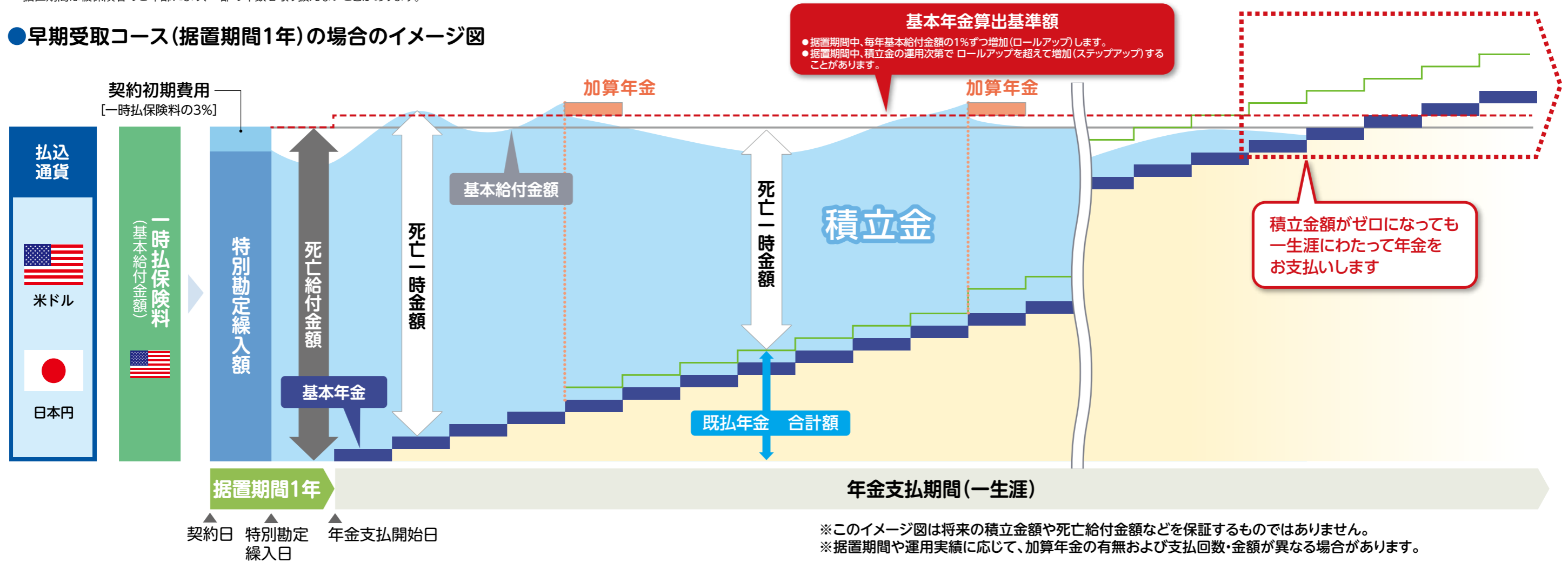


解約の際にお支払いする解約返戻金額には最低保証はありません。

➡ くわしくはP.18

※早期受取コースではご契約後、据置期間を2年～4年の範囲内に変更することができます。年金支払開始年齢が48歳～75歳となるよう据置期間をご選択いただけます。据置期間は被保険者のご年齢により、一部の年数を取り扱えないことがあります。

●早期受取コース(据置期間1年)の場合のイメージ図



※このイメージ図は将来の積立金額や死亡給付金額などを保証するものではありません。
※据置期間や運用実績に応じて、加算年金の有無および支払回数・金額が異なる場合があります。

商品パンフレットは平易な表現を使用していますので、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」とは異なる表現となっている場合があります。

投資リスク・費用について「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」をご確認ください。

為替相場の変動により、お支払い時の為替レートで円貨に換算した受取総額(既払年金合計額と死亡一時金の合計額)、死亡給付金額および解約返戻金額が、ご契約時の為替レートで円貨に換算した金額や一時払保険料相当額を下回り、損失を生ずるおそれがあります。

「ロングハピネス」据置受取コース

この商品は、米ドル建の変額個人年金保険です。

お申し込み時

コースをお選びいただけます。

早期受取コース

据置受取コース

- 早期受取コースと据置受取コースからご選択いただけます。
- 据置受取コースの据置期間は5年～20年(1年単位)となり、年金支払開始年齢が51歳～75歳となるよう据置期間をご選択いただけます。



- ご契約後にコースを変更することはできません。
- 据置期間は被保険者のご年齢により、一部の年数を取り扱えないことがあります。

据置期間中

年金額をふやすしくみがあります。

- 据置期間と運用実績に応じて

被保険者が亡くなった場合は死亡給付金をお支払いします。

- 死亡給付金額は、基本給付金米ドル建で最低保証されます。

くみがあります。

年金額をふやすしくみがあります。

られた場合は払いします。

- 額(一時払保険料)が



➡ くわしくはP.7～8、P.17

年金支払期間中

一生涯、年金受取が続きます

- 被保険者が生存されている限り、年金のお支払いは続きます。

お受け取りいただく金額の総額は最低保証されます

- この商品でお支払いする、年金額と死亡一時金額の合計は、基本給付金額(一時払保険料)が米ドル建で最低保証されます。

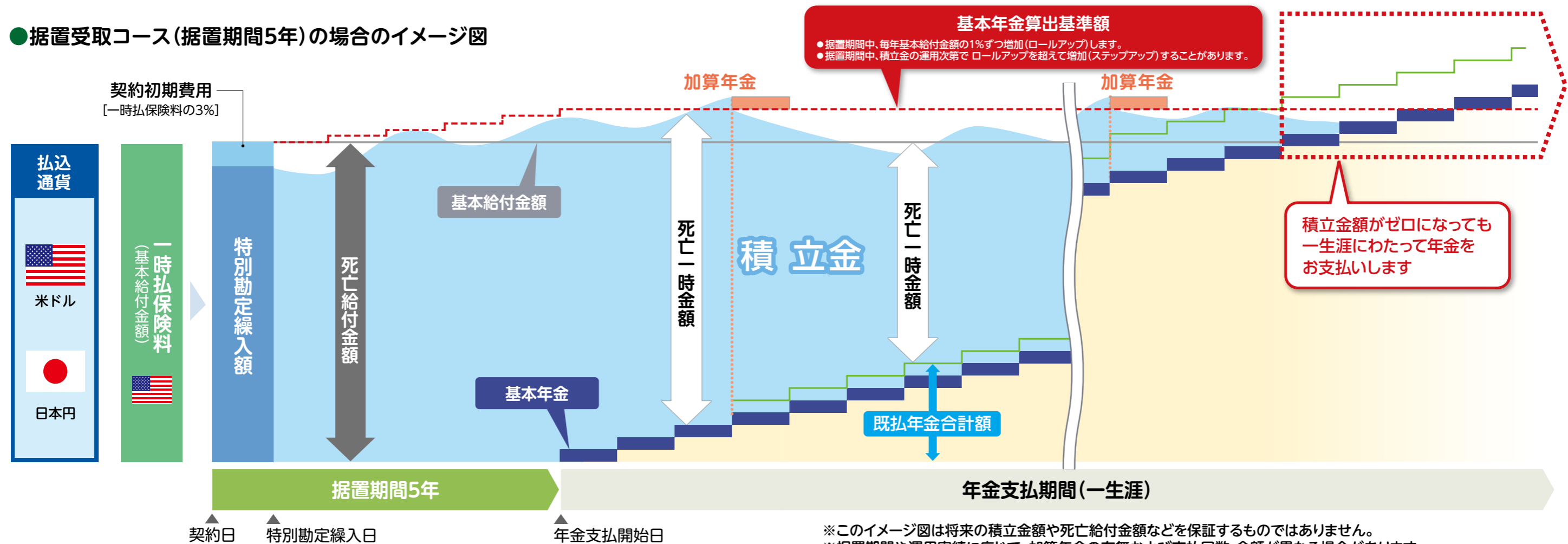


- 解約の際にお支払いする解約返戻金額には最低保証はありません。

➡ くわしくはP.18

※据置受取コースではご契約後、据置期間を上記の範囲内に変更することができます。

● 据置受取コース(据置期間5年)の場合のイメージ図



※このイメージ図は将来の積立金額や死亡給付金額などを保証するものではありません。
 ※据置期間や運用実績に応じて、加算年金の有無および支払回数・金額が異なる場合があります。

為替相場の変動により、お支払い時の為替レートで円貨に換算した受取総額(既払年金合計額と死亡一時金の合計額)、死亡給付金額および解約返戻金額が、ご契約時の為替レートで円貨に換算した金額や一時払保険料相当額を下回り、損失を生ずるおそれがあります。

商品パンフレットは平易な表現を使用していますので、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」とは異なる表現となっている場合があります。

投資リスク・費用について「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」をご確認ください。

●保証金額付特別勘定終身年金

お支払いする年金は米ドル建てで、基本年金と加算年金の合計となります。日本円でのお支払い*も取り扱いします。

$$\text{年金} = \text{基本年金} + \text{加算年金}$$

(お支払いがない場合がございます)

年金種類は保証金額付特別勘定終身年金となり、年金支払開始後も、積立金を特別勘定で運用します。年金支払の都度、積立金から年金額と同額を差し引きます。
*年金円貨支払特約、年金為替ターゲット支払特約についてはP.20をご確認ください。

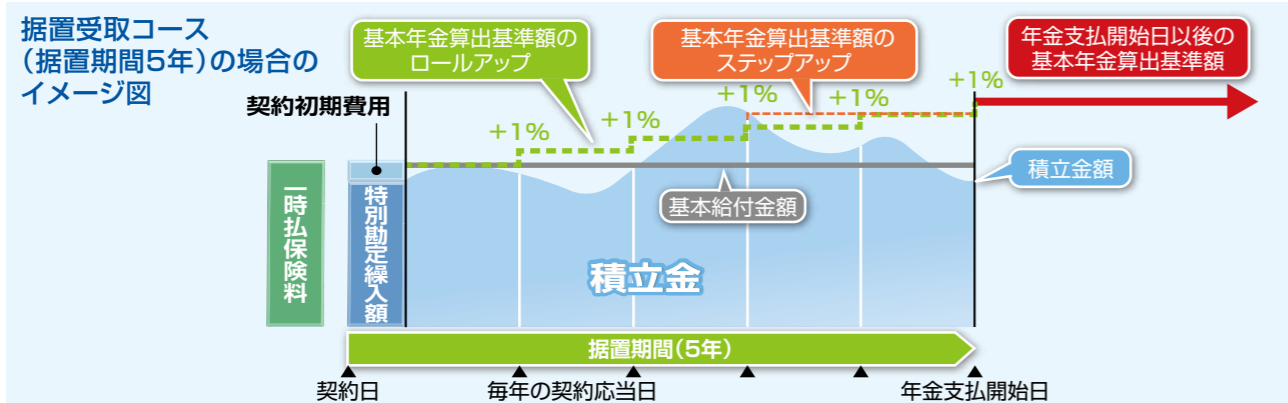
基本年金 【年金支払開始日に金額が確定】

運用実績にかかわらず、一生涯にわたってお支払いする部分です。基本年金額は以下の式で算出されます。

$$\text{基本年金額} = \text{基本年金算出基準額} \times \text{年金額算出率}$$

年金額算出率
年金支払開始年齢および据置期間により2.8%~4.9%
詳しくはP.11~12をご確認ください。

注意 年金額算出率は年金支払開始年齢および据置期間によって定まる率であり、年齢とともに見直すものではありません。



※このイメージ図は将来の積立金額等を保証するものではありません。

基本年金算出基準額

基本年金額および加算年金額の算出のもととなる金額です。ご契約時の基本年金算出基準額は、一時払保険料と同額ですが、以後年金支払開始日までの毎年の契約応当日に、基本年金算出基準額を見直します。見直しにより、以下のいずれか大きい金額を以後の基本年金算出基準額とします。

- ① 契約応当日の前日の積立金額 ステップアップ
- ② 基本給付金額 + {基本給付金額 × (契約日からの経過年数 × 1%)} ロールアップ
- ③ 契約応当日の前日の基本年金算出基準額

一度上がった基本年金算出基準額は、その後の運用実績にかかわらず、下がることはありません。

注意 基本給付金額と死亡給付金額にはステップアップやロールアップはありません。

開始時期

契約日から、据置期間の年数を経過した日が、第1回年金支払日(年金支払開始日)になります。

年金支払期間

年金支払開始日から、被保険者が年金支払日に生存されている限り、毎年、年金を年金受取人にお支払いします。

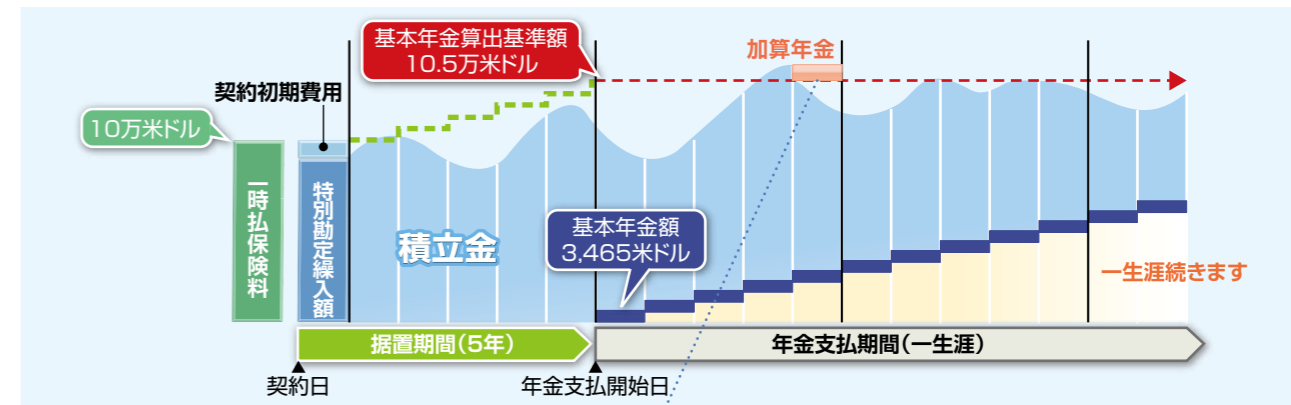
加算年金 【年金支払期間中に発生】

年金支払期間中に特別勘定の運用が好調な場合、その年の基本年金に上乗せしてお支払いする部分です。加算年金額は、年金支払日の前日の積立金額に基づき以下の式で算出されます。なお、特別勘定の運用が不調な場合、お支払いがない場合がございます。

$$\text{加算年金額} = \text{積立金額} - (\text{基本年金算出基準額} - \text{既にお支払いした基本年金の合計額})$$

据置受取コース(据置期間5年)の場合のイメージ図

一時払保険料10万米ドル、契約年齢55歳、据置期間5年(基本年金算出基準額10.5万米ドル、年金支払開始年齢60歳、年金額算出率3.3%)、5回目の年金支払日の前日の積立金額が93,640米ドルの場合



$$\text{加算年金額} 2,500 \text{米ドル} = \text{積立金額} 93,640 \text{米ドル} - (\text{基本年金算出基準額} 105,000 \text{米ドル} - \text{既にお支払いした基本年金の合計額} 13,860 \text{米ドル})$$


※このイメージ図は将来の積立金額等を保証するものではありません。



- (基本年金算出基準額 - 既にお支払いした基本年金の合計額) がマイナスとなる場合、上記計算式ではこの部分をゼロとして取り扱います。
- 上記計算式の加算年金額がマイナスの場合、加算年金のお支払いはありません。また積立金額がゼロの場合、加算年金が支払われることはありません。
- 加算年金額は1年ごとに算出し、その年の基本年金額に上乗せしてお支払いするものであり、継続してお支払いするものではありません。

基本年金額の早見表

基本給付金額(一時払保険料)10万米ドルでご契約され、据置期間中に基本年金算出基準額のステップアップやご契約の一部解約がなかった場合の被保険者の契約年齢(契約日における満年齢)と据置期間ごとの基本年金額
(単位:米ドル。1ドル未満を切り捨てて表示)

 この保険の年金額は、基本年金額と加算年金額の合計となります。この表では基本年金額のみを表示しています。

据置期間	早期受取コース	据置受取コース																
	1年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	
ロールアップ機能(割合)	101%	105%	106%	107%	108%	109%	110%	111%	112%	113%	114%	115%	116%	117%	118%	119%	120%	
被保険者の契約年齢	46歳	2,828	3,045	3,074	3,103	3,132	3,379	3,520	3,552	3,584	3,616	3,876	4,140	4,176	4,212	4,248	4,641	4,680
	47歳	2,828	3,045	3,074	3,103	3,348	3,379	3,520	3,552	3,584	3,842	3,876	4,140	4,176	4,212	4,602	4,641	4,680
	48歳	2,828	3,045	3,074	3,317	3,348	3,379	3,520	3,552	3,808	3,842	3,876	4,140	4,176	4,563	4,602	4,641	4,680
	49歳	2,929	3,045	3,286	3,317	3,348	3,379	3,520	3,774	3,808	3,842	3,876	4,140	4,524	4,563	4,602	4,641	4,680
	50歳	2,929	3,255	3,286	3,317	3,348	3,379	3,740	3,774	3,808	3,842	3,876	4,485	4,524	4,563	4,602	4,641	5,160
	51歳	2,929	3,255	3,286	3,317	3,348	3,597	3,740	3,774	3,808	3,842	4,218	4,485	4,524	4,563	4,602	5,117	5,160
	52歳	2,929	3,255	3,286	3,317	3,564	3,597	3,740	3,774	3,808	4,181	4,218	4,485	4,524	4,563	5,074	5,117	5,160
	53歳	2,929	3,255	3,286	3,531	3,564	3,597	3,740	3,774	4,144	4,181	4,218	4,485	4,524	5,031	5,074	5,117	5,160
	54歳	3,131	3,255	3,498	3,531	3,564	3,597	3,740	4,107	4,144	4,181	4,218	4,485	4,988	5,031	5,074	5,117	5,160
	55歳	3,131	3,465	3,498	3,531	3,564	3,597	4,070	4,107	4,144	4,181	4,218	4,945	4,988	5,031	5,074	5,117	5,880
	56歳	3,131	3,465	3,498	3,531	3,564	3,924	4,070	4,107	4,144	4,181	4,674	4,945	4,988	5,031	5,074	5,831	
	57歳	3,131	3,465	3,498	3,531	3,888	3,924	4,070	4,107	4,144	4,633	4,674	4,945	4,988	5,031	5,782		
	58歳	3,131	3,465	3,498	3,852	3,888	3,924	4,070	4,107	4,592	4,633	4,674	4,945	4,988	5,733			
	59歳	3,333	3,465	3,816	3,852	3,888	3,924	4,070	4,551	4,592	4,633	4,674	4,945	5,684				
	60歳	3,333	3,780	3,816	3,852	3,888	3,924	4,510	4,551	4,592	4,633	4,674	5,635					
	61歳	3,333	3,780	3,816	3,852	3,888	4,360	4,510	4,551	4,592	4,633	5,358						
	62歳	3,333	3,780	3,816	3,852	4,320	4,360	4,510	4,551	4,592	5,311							
	63歳	3,333	3,780	3,816	4,280	4,320	4,360	4,510	4,551	5,264								
	64歳	3,636	3,780	4,240	4,280	4,320	4,360	4,510	5,217									
	65歳	3,636	4,200	4,240	4,280	4,320	4,360	5,170										
	66歳	3,636	4,200	4,240	4,280	4,320	4,796											
	67歳	3,636	4,200	4,240	4,280	4,752												
	68歳	3,636	4,200	4,240	4,708													
	69歳	3,939	4,200	4,664														
70歳	3,939	4,620																
71歳	3,939																	
72歳	3,939																	
73歳	3,939																	
74歳	4,242																	

● 計算例
一時払保険料: 10万米ドル
契約年齢: 55歳
据置期間: 5年の場合

基本年金算出基準額
= 基本給付金額 + {基本給付金額 × (据置期間(年) × 1%)}
= 10万米ドル + {10万米ドル × (5年 × 1%)} = 10.5万米ドル
基本年金額
= 基本年金算出基準額 × 年金額算出率
= 10.5万米ドル × (契約年齢55歳・据置期間5年より) 3.3%
= 0.3465万米ドル (「3,465米ドル」で表示)

● 年金額算出率 (P11より抜粋)


据置期間	5年	6年	7年
契約年齢			
52歳	3.1%	3.1%	3.1%
53歳	3.1%	3.1%	3.3%
54歳	3.1%	3.3%	3.3%
55歳	3.3%	3.3%	3.3%
56歳	3.3%	3.3%	3.3%



● 年金額算出率は年金支払開始年齢および据置期間によって定まる率であり、年齢とともに見直すものではありません。
● 基本給付金額と死亡給付金額にはステップアップやロールアップはありません。

契約年齢別の年金額算出率

年金額算出率は、年金支払開始年齢と据置期間により異なります。
これを被保険者の契約年齢ごとにまとめたものが、下表になります。

 **注意** 年金額算出率は年金支払開始年齢および据置期間によって定まる率であり、年齢とともに見直すものではありません。

据置期間	早期受取コース	据置受取コース																
	1年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	
被保険者の契約年齢	46歳	2.8%	2.9%	2.9%	2.9%	2.9%	3.1%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%	3.4%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.9%	3.9%
	47歳	2.8%	2.9%	2.9%	2.9%	3.1%	3.1%	3.2%	3.2%	3.2%	3.4%	3.4%	3.6%	3.6%	3.6%	3.9%	3.9%	3.9%
	48歳	2.8%	2.9%	2.9%	3.1%	3.1%	3.1%	3.2%	3.2%	3.4%	3.4%	3.4%	3.6%	3.6%	3.9%	3.9%	3.9%	3.9%
	49歳	2.9%	2.9%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%	3.2%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.6%	3.9%	3.9%	3.9%	3.9%	3.9%
	50歳	2.9%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.9%	3.9%	3.9%	3.9%	3.9%	4.3%
	51歳	2.9%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%	3.3%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.7%	3.9%	3.9%	3.9%	3.9%	4.3%	4.3%
	52歳	2.9%	3.1%	3.1%	3.1%	3.3%	3.3%	3.4%	3.4%	3.4%	3.7%	3.7%	3.9%	3.9%	3.9%	4.3%	4.3%	4.3%
	53歳	2.9%	3.1%	3.1%	3.3%	3.3%	3.3%	3.4%	3.4%	3.7%	3.7%	3.7%	3.9%	3.9%	4.3%	4.3%	4.3%	4.3%
	54歳	3.1%	3.1%	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%	3.4%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.9%	4.3%	4.3%	4.3%	4.3%	4.3%
	55歳	3.1%	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	4.3%	4.3%	4.3%	4.3%	4.3%	4.3%
	56歳	3.1%	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%	3.6%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	4.1%	4.3%	4.3%	4.3%	4.3%	4.3%	4.9%
	57歳	3.1%	3.3%	3.3%	3.3%	3.6%	3.6%	3.7%	3.7%	3.7%	4.1%	4.1%	4.3%	4.3%	4.3%	4.3%	4.9%	
	58歳	3.1%	3.3%	3.3%	3.6%	3.6%	3.6%	3.7%	3.7%	4.1%	4.1%	4.1%	4.3%	4.3%	4.9%			
	59歳	3.3%	3.3%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.7%	4.1%	4.1%	4.1%	4.1%	4.3%	4.9%				
	60歳	3.3%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	4.1%	4.1%	4.1%	4.1%	4.1%	4.9%					
	61歳	3.3%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	4.0%	4.1%	4.1%	4.1%	4.1%	4.7%						
	62歳	3.3%	3.6%	3.6%	3.6%	4.0%	4.0%	4.1%	4.1%	4.1%	4.7%							
	63歳	3.3%	3.6%	3.6%	4.0%	4.0%	4.0%	4.1%	4.1%	4.7%								
	64歳	3.6%	3.6%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.1%	4.7%									
	65歳	3.6%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.7%										
66歳	3.6%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.4%												
67歳	3.6%	4.0%	4.0%	4.0%	4.4%													
68歳	3.6%	4.0%	4.0%	4.4%														
69歳	3.9%	4.0%	4.4%															
70歳	3.9%	4.4%																
71歳	3.9%																	
72歳	3.9%																	
73歳	3.9%																	
74歳	4.2%																	

特別勘定について

(くわしくは「特別勘定のしおり」をご確認ください)

●米ドル建の特別勘定で、株式・国債・金などに分散投資します

積立金の運用は、コースごとの特別勘定で行います。

- 特別勘定は外貨建投資信託を通じて、世界の株式、国債および商品市場など複数の資産を対象とした参照指数に概ね連動する運用成果をめざして先物取引、スワップ取引、ETF、債券などへの投資を行います。
- 投資信託は市場環境に応じてリスクコントロールを行います。

ボラティリティとは?

一般的に価格変動の度合(率)を示す用語です。変動率の目標とする値が大きいほど運用に対する値動きの幅が大きくなります。

コース	早期受取コース(据置期間1年)	据置受取コース(据置期間5年~20年)
特別勘定の名称	最適化型2017(10A-7)	最適化型2017(10A-8)
主な投資信託	SA VA ストラテジーファンド 3.5	SA VA ストラテジーファンド 4.5
参照指数	ゴールドマン・サックス ダイナモ J9 V3.5 トータル・リターン 戦略指数	ゴールドマン・サックス ダイナモ J9 V4.5 トータル・リターン 戦略指数
ボラティリティ目標	年率3.5%程度	年率4.5%程度
資産運用関係費用*1	年率0.60%(非課税)	
運用会社*2	日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド	

*1 上記の費用は主たる投資対象である外貨建投資信託(ケイマン籍)の管理費用等を記載しており、参照指数の使用料としての年率0.274%を含みます。このほか、有価証券等の売買取引に伴う手数料等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。運用手法の変更や運用資産額の変動などによって、費用の率は将来変更される可能性があります。詳しくは「特別勘定のしおり」をご確認ください。

*2 2017年10月末現在において、当社との間の資本関係および人的関係はありません。

[参照指数の構成要素と配分比率]

参照指数は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルが開発した、世界の株式、国債および商品市場など複数の資産を対象とした同社独自の戦略です。

参照指数の構成要素配分比率は、過去6か月間の資産全体のボラティリティがボラティリティ目標以下で、収益が最大となるよう決定します。配分比率の合計は100%となります。

資産種類	参照指数の構成要素	配分比率*3
株式	日本の株式市場の先物に対するロール戦略	0%~30%
	米国の株式市場の先物に対するロール戦略	0%~30%
	欧州の株式市場の先物に対するロール戦略	0%~30%
	新興国の株式市場の先物に対するロール戦略	0%~20%
債券	日本の国債市場の先物に対するロール戦略	0%~30%
	米国の国債市場の先物に対するロール戦略	0%~30%
	欧州の国債市場の先物に対するロール戦略	0%~30%
商品(コモディティ)	金先物に対するロール戦略	0%~30%
短期金融資産	USDゴールドマン・サックス・オーバーナイト・マネー・マーケット指数	0%~100%

*上記は、法令や規制方針の変更などにより、今後変更となる可能性があります。

*3 配分比率は記載の上限を上回る場合があります。



各投資信託は、主にダイナミックな投資戦略に連動する投資成果をめざして先物取引、スワップ取引、ETF、債券などに投資を行いますので、当該取引の価格の下落等の影響により、純資産価格が下落し、損失を被ることがあります。

また、短期金融資産の運用については、USDゴールドマン・サックス・オーバーナイト・マネー・マーケット指数と連動する有担保トータルリターンスワップに投資を行いますので、当該取引のカウンターパーティーの財務状況の悪化等により、純資産価格が下落し、損失を被ることがあります。

●リスクコントロールは、月次と日次で行います

リスクコントロールには各構成要素の配分比率の見直し(毎月)とボラティリティ・コントロール(毎営業日)があります。

毎月
見直す

各構成要素の配分比率を見直します

各構成要素(日米欧・新興国の株式、日米欧の国債、金)の配分比率を月次で見直すことで、安定的な収益の実現を目指します。

[構成要素配分比率の見直し(イメージ)]

毎日
チェック

リスクを一定以下の水準に抑えます

資産全体の価格変動リスクを日次でチェックし、過去3ヶ月間のボラティリティが、ボラティリティ上限*を上回る場合には、ボラティリティ上限以下の水準まで引き下げます。

*ボラティリティ上限とは、ボラティリティ目標の年率に0.5%を加えたものです。

[ボラティリティ・コントロール(イメージ)]

(ご参考)シミュレーション

ご選択コースにおける加算年金に関する試算

試算にあたっての前提条件

- この保険の年金支払期間は終身ですが、そのうちの当初10年間の年金支払を試算したものです。
 ※当初10年間は、11回の年金支払がありますが、そのうち加算年金発生の可能性がある2回目から11回目まで
- 本試算の対象期間は、下記のとおりです。
 【早期受取コース】1999年12月末～2006年6月末の各月末を契約開始とする、据置期間1年+年金支払期間当
 【据置受取コース】1999年12月末～2002年6月末の各月末を契約開始とする、据置期間5年+年金支払期間当
 - 「加算年金発生回数」は、全ての試算サンプルのうち、加算年金発生回数毎に達成したサンプル数、およびその平均
 - 「加算年金累計額平均」は、全ての試算サンプルの加算年金累計額の平均値を表示しています。(米ドルベース、)
 - 本試算では、契約初期費用、保険関係費用、資産運用関係費用を控除しています。
 - 「平均額/回」は、加算年金累計額平均(A)を加算年金発生回数平均(B)で割った数値を示しています。(1米ドル未満

の10回分の年金について、加算年金の発生の有無と金額を試算しています。

初10年間について(サンプル総数79)
 初10年間について(サンプル総数31)
 均値を表示しています。(平均値は0.1回未満切り捨て)
 1米ドル未満切り捨て)

切り捨て)

男性

一時払保険料100,000米ドルで加入した場合



早期受取コース (据置期間1年)

契約年齢	加算年金発生回数						加算年金(単位:米ドル)	
	1回以上	3回以上	5回以上	8回以上	10回	平均(B)	累計額平均(A)	平均額/回
50歳	79/79	79/79	78/79	27/79	0/79	6.9回	22,777	3,301
55歳	79/79	79/79	78/79	29/79	0/79	7.0回	22,691	3,241
60歳	79/79	79/79	77/79	23/79	0/79	6.8回	21,668	3,186
65歳	79/79	79/79	75/79	12/79	0/79	6.3回	19,719	3,130
70歳	79/79	78/79	56/79	0/79	0/79	5.1回	16,071	3,151
74歳	79/79	68/79	19/79	0/79	0/79	3.8回	12,101	3,184

据置受取コース (据置期間5年の例)

契約年齢	加算年金発生回数						加算年金(単位:米ドル)	
	1回以上	3回以上	5回以上	8回以上	10回	平均(B)	累計額平均(A)	平均額/回
50歳	31/31	31/31	31/31	19/31	0/31	7.7回	30,937	4,017
55歳	31/31	31/31	31/31	19/31	0/31	7.7回	30,796	3,999
60歳	31/31	31/31	31/31	15/31	0/31	7.5回	29,121	3,882
65歳	31/31	31/31	31/31	8/31	0/31	7.1回	26,432	3,722
70歳	31/31	31/31	31/31	4/31	0/31	6.6回	21,623	3,276

女性

一時払保険料100,000米ドルで加入した場合



早期受取コース (据置期間1年)

契約年齢	加算年金発生回数						加算年金(単位:米ドル)	
	1回以上	3回以上	5回以上	8回以上	10回	平均(B)	累計額平均(A)	平均額/回
50歳	79/79	79/79	66/79	3/79	0/79	5.5回	17,977	3,268
55歳	79/79	79/79	68/79	5/79	0/79	5.6回	18,502	3,303
60歳	79/79	79/79	65/79	3/79	0/79	5.5回	17,739	3,225
65歳	79/79	78/79	57/79	1/79	0/79	5.1回	16,357	3,207
70歳	79/79	73/79	28/79	0/79	0/79	4.1回	13,045	3,181
74歳	77/79	59/79	12/79	0/79	0/79	3.3回	10,598	3,211

据置受取コース (据置期間5年の例)

契約年齢	加算年金発生回数						加算年金(単位:米ドル)	
	1回以上	3回以上	5回以上	8回以上	10回	平均(B)	累計額平均(A)	平均額/回
50歳	31/31	31/31	31/31	7/31	0/31	6.8回	25,193	3,704
55歳	31/31	31/31	31/31	7/31	0/31	6.9回	25,801	3,739
60歳	31/31	31/31	31/31	6/31	0/31	6.8回	24,524	3,606
65歳	31/31	31/31	31/31	5/31	0/31	6.6回	22,351	3,386
70歳	31/31	31/31	27/31	1/31	0/31	5.6回	17,810	3,180



上記の表に記載の内容は、投資の効果および負担費用別の運用結果への影響についての情報提供を目的ではありません。また、**試算結果および記載内容は、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。**

としており、この商品と同じ運用方法による試算であって、実際のこの商品の特別勘定の運用実績を用いて作成したものではありません。

これらの試算内容は、ゴールドマン・サックス証券から提供された1999年12月末～2017年6月末のデータをもとに、上記のを保証するものではありません。

前提条件に基づいてソニーライフ・ウィズ生命が作成したものです。両社は、加算年金の発生の確実性および運用の安全性

年金支払開始前のお取り扱い

●年金支払の開始前に被保険者がお亡くなりになったとき*1

年金支払開始日より前に、被保険者がお亡くなりになったときは、被保険者が亡くなられた日の以下のいずれか大きい金額を死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いし、ご契約は終了します。

- ①積立金額
- ②基本給付金額(米ドル建て最低保証)

●ご契約の解約・一部解約*1

ご契約者によるご契約の解約および一部解約を取り扱います。ただし、一部解約請求金額や、一部解約後の積立金額等が所定の水準に満たないときは、一部解約を取り扱いません。これらの手続きに伴う、費用のご負担はありません。

*1 請求時のお申し出(円貨支払特約)により、日本円で受け取ることができます。



ご注意

- ご契約を解約された場合、この保険の持つ効力はすべて失われます。
- 解約返戻金額は最低保証されませんので、ご契約を解約された場合の解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。**
- 特別勘定繰入日の前日までに、ご契約を解約された場合、解約返戻金額は、基本給付金額(一時払保険料)と同額となります。
- ご契約の一部解約後は、一部解約日における一部解約前の積立金額に対する一部解約請求金額の割合に応じて、基本給付金額および基本年金算出基準額が減額されます。

●日本円で受け取る場合の為替レートを指定することができます(年金為替ターゲット支払特約)

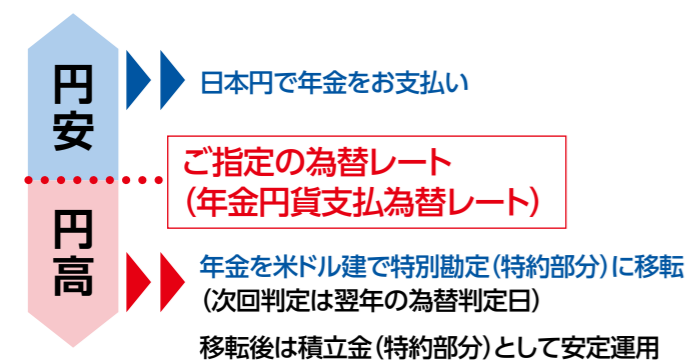
- ・年金支払(開始)日における当社所定の為替レート(判定為替レート)が、あらかじめご契約者が指定した為替レート(年金円貨支払為替レート)以上(円安)であった場合、日本円で年金をお支払いします。ご指定の為替レート未満(円高)であった場合は、年金を米ドル建て特別勘定(特約部分)に移転します。なお、年金受取人は積立金(特約部分)の一括支払を請求することができます。
- ・年金円貨支払為替レートはご契約後、年金為替ターゲット支払特約を付加する際に、ソニーライフ・ウィズ生命所定の範囲内でご指定ください。



ご注意

- 当特約は、ご契約時および年金支払開始日以後は付加することができません。年金支払開始日の約2か月前に当社からお送りする、年金のお支払いに関するご案内と請求に必要な書類によりお手続きをお願いいたします。
- この特約を付加した場合、年金の分割支払はお取扱いできません。
- この特約の適用後、さらに円高が進むことにより、円換算後の為替差損が拡大することがあります。

【年金支払時(為替判定日*2)の判定為替レート】



*2 約款に定める年金支払日となります(年金支払開始日を含みます)。

*3 詳しくは契約概要「4.積立金の運用」をご確認ください。

【年金支払のイメージ】



日本円で受け取る場合、為替相場の変動により受け取る金額の合計額が、

年金支払開始後のお取り扱い

●年金のお支払い

一生涯にわたって年金をお支払いします。

詳しくは、P.7~8をご確認ください。

●年金支払の開始後に被保険者・年金受取人がお亡くなりになったとき

被保険者の死亡

年金支払開始日以後に被保険者がお亡くなりになったときは、被保険者が亡くなられた日の以下のいずれか大きい金額を死亡一時金*として年金受取人にお支払いし、ご契約は終了します。

- ①積立金額
- ②基本給付金額から既払年金合計額を差し引いた額

被保険者が年金受取人と同一のときは、死亡一時金は後継年金受取人にお支払いします。

年金受取人の死亡

その後の年金*は、後継年金受取人にお支払いします。(被保険者と年金受取人が異なる場合)

* 請求時のお申し出(年金円貨支払特約等)により、日本円で受け取ることができます。

●ご契約の解約

年金支払開始日以後は、年金受取人によるご契約の解約を取り扱います。解約の手続きに伴う、費用のご負担はありません。



ご注意

年金支払開始日以後は、保険契約の一部解約は取り扱いません。

ご契約時の為替レートで円換算した一時払保険料を下回る場合があります。

●後継年金受取人

後継年金受取人をご指定いただくことができます。
年金支払開始日以後に被保険者と別人である年金受取人がお亡くなりになった場合、新たな年金受取人として後継年金受取人に以後の年金をお支払いします。
被保険者と同一の年金受取人がお亡くなりになった場合、後継年金受取人に死亡一時金をお支払いします。

※ 詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

●リレー年金プラン

後継年金受取人を指定することで、受け取っていた年金を、本人の死後に夫婦間または親子間でリレーすることができます。

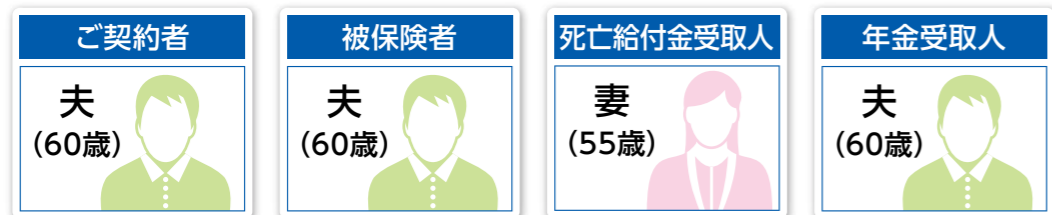
●夫婦リレー年金プランのご契約例(ご契約者・年金受取人=夫、被保険者・後継年金受取人=妻の場合)



ご注意

- このプランでは、ご契約者と年金受取人が本人、被保険者と後継年金受取人が本人以外なることを前提としています。
- 年金受取人より先に被保険者が死亡し、かつ死亡一時金が支払われる場合は、これを年金受取人にお支払いします。

●年金のリレーを前提としないご契約例(ご契約者・被保険者・年金受取人=夫の場合)



※ 指定された後継年金受取人に死亡一時金をお支払いします。

ご契約のお取り扱い	
契約通貨	米ドル
一時払保険料(基本給付金額)	最低 20,000米ドル(1米ドル単位) ※保険料円貨入金特約を付加した場合 200万円(1万円単位) 最高 5億円(契約日前営業日のTTMによる円換算額)*
契約年齢(被保険者の契約日の満年齢)	【早期受取コース】46歳～74歳 【据置受取コース】46歳～70歳
据置期間/年金支払開始年齢	【早期受取コース】据置期間1年 年金支払開始年齢47歳～75歳 【据置受取コース】据置期間5年～20年(1年単位) 年金支払開始年齢51歳～75歳 ※年金支払開始日前は、据置期間の年単位の変更が可能です。詳しくは契約概要「7.お取り扱い」をご確認ください。
特別勘定繰入日	①～③のいずれか遅い日の翌営業日 ① 契約日(一時払保険料をソニーライフ・ウィズ生命が受領した日) ② ご契約のお申し込み日からその日を含めて8日目に該当する日 ③ ソニーライフ・ウィズ生命がご契約のお申し込みを承諾した日
年金種類	保証金額付特別勘定終身年金
年金支払期間	終身
年金の分割支払	年2回、4回、6回、12回の分割を取り扱います ※分割後の1回あたりの基本年金額が400米ドル(年金円貨支払特約を適用した場合は4万円)に満たない場合は、分割支払のお取り扱いはできません。
付加できる特約	遺族年金支払特約 死亡給付金または死亡一時金を、一時支払に代えて年金としてお支払いする特約です。
	指定代理請求特約 年金受取人が年金または死亡一時金を請求できないソニーライフ・ウィズ生命の定める事情がある場合に、あらかじめ指定された代理人が代わって請求できる特約です。
	保険料円貨入金特約 一時払保険料に充てる金額を、円貨で払い込むことができる特約です。 一時払保険料の一部を円貨で払い込むことはできません。
	円貨支払特約 外貨建の死亡給付金または解約返戻金などを、円貨でお支払いすることができる特約です。
	年金円貨支払特約 外貨建の年金または死亡一時金を、円貨でお支払いすることができる特約です。 年金為替ターゲット支払特約 外貨建の年金について、為替水準に応じた取り扱いができる特約です。
増額	お取り扱いできません

* 同一被保険者で、ソニーライフ・ウィズ生命の定める個人年金保険を複数ご契約の場合、それぞれのご契約の一時払保険料(変額個人年金保険(保証金額付特別勘定終身年金型2012)は最低死亡保証金額)を通算して、5億円を超えることはできません。なお、外貨建の既契約は既契約の契約日前営業日のTTMを適用し、円換算します。

※ このほか、具体的にご契約の内容につきましては、「意向確認書兼適合性確認書」により、お客さまのご意向を確認させていただいたうえで、「契約申込書兼届出書」に記入していただきますので、お申し込みの際には、「契約申込書兼届出書」にて、必ずご確認ください。

諸費用

この商品にかかる費用について、詳しくは注意喚起情報「1.ご負担いただく費用」をご確認ください。

為替レートのお問い合わせ

ソニーライフ・ウィズ生命では、下記情報をお知らせしています。ご契約に際しては、最新の情報をご確認ください。

為替レート

保険料円貨入金特約を付加して保険料を円で入金される場合の為替レートは、営業日ごとに定めています。午前10時30分以降よりご案内しております。(月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く))



為替レートフリーダイヤル
0120-591-666

円貨入金レートを自動音声にてご案内しています。



ホームページ
<https://www.sonylifewith.co.jp>

ソニーライフウィズ 検索

※ 上記の為替レート情報については、万全を期しておりますが、システム障害等の影響で万一誤差が生じた場合、その内容について一切の責任を負いかねます。

お客さまサポート

- **インターネットでのご確認** インターネットサービスのご案内を年金保険証券に同封しています。ご契約内容、運用レポート、特別勘定の運用実績に関するご確認

ソニーライフ・ウィズ生命 ホームページ

<https://www.sonylifewith.co.jp>

ソニーライフウィズ 検索

より、ご契約者さま専用ページをご利用ください。(インターネットサービスIDとパスワードが必要です)

- **お電話でのご確認**

ご不明な点、ご契約内容、インターネットサービスのご利用に関するお問い合わせ

ソニーライフ・ウィズ生命 お客さまサービスセンター

ご契約者さま専用ダイヤル **0120-955-900**(通話料無料)

受付時間:月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時~午後5時30分



- **お受け取り書類のご案内** ご契約のお申し込み前およびご契約後に、お客さまにお届けする主な書類をご案内します。

お申し込みまで

- ご契約のしおり・約款/特別勘定のしおり
- 契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット

据置期間中・年金支払期間中

(ソニーライフ・ウィズ生命より郵送します)

- **ご契約状況のお知らせ**
作成日(3月、6月、9月、12月末時点)現在のご契約内容、特別勘定の現状および保障内容につき翌月(4月、7月、10月、1月)に郵送
- **特別勘定の現況(決算のお知らせ)**
事業年度末における特別勘定資産の内訳および運用実績を事業年度ごとに年1回郵送

ご契約成立後(ソニーライフ・ウィズ生命より郵送します)

- **年金保険証券**
最短でご契約成立日の翌々営業日に郵送
- **特別勘定の繰り入れのご案内**
最短で特別勘定繰入日の翌々営業日に郵送
- **生命保険料控除証明書**
最短で特別勘定繰入日の翌々営業日に郵送

年金支払時(ソニーライフ・ウィズ生命より郵送します)

- **年金支払開始のご案内**
年金支払開始日の約2か月前に郵送
- **年金支払のご案内**
2回目以降の年金支払日の約2か月前に郵送
- **年金証書**
1回目の年金支払手続き完了後に郵送
- **年金支払手続き完了のお知らせ**
毎回の年金支払手続き完了後に郵送

1. 商品について

ロングハピネスは生命保険です

正式名を 変額個人年金保険(米ドル建保証金額付特別勘定終身年金型2016)といい、特別勘定の運用実績に基づき、積立金額、年金額、死亡給付金額および解約返戻金額などが変動するしくみをもつ、米ドル建の生命保険です。

引受保険会社はソニーライフ・ウィズ生命です

ソニーライフ・ウィズ生命保険株式会社



〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-52-2 青山オーバルビル
 ご契約者さま専用ダイヤル 0120-955-900 (通話料無料)
 受付時間：月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時30分
<https://www.sonylifewith.co.jp>



この商品は特別勘定の運用実績に基づいて積立金額、年金額、死亡給付金額および解約返戻金額などが変動します。

特別勘定の運用では、外貨建投資信託を通じて先物取引、スワップ取引、ETF、債券などに投資します。

このため、価格変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、為替変動リスク、デリバティブ取引のリスク、カウンターパーティー・リスク、流動性リスクなどの投資リスクがあります。

これらの投資リスクにより、この商品で最低保証の対象とならない

解約返戻金等でお受け取りいただく金額の合計は、一時払保険料の金額を下回り、損失を生ずるおそれがあります。

なお、**為替相場の変動により、お支払い時の為替レートで円貨に換算した受取総額(既払年金合計額と死亡一時金の合計額)、死亡給付金額および解約返戻金額が、ご契約時の為替レートで円貨に換算した金額や一時払保険料相当額を下回り、損失を生ずるおそれがあります。**

2. 特徴

この商品では、米ドルを契約通貨とし、一時払保険料の払い込みや年金のお支払いなどは米ドルで行います。

お申し込み時に、「早期受取コース」(据置期間1年)または「据置受取コース」(据置期間5年～20年)をお選びください。なお、ご契約後にコースを変更することはできません。

一生涯にわたって年金をお支払いします

年金支払開始日以後、毎年年金をお支払いします。

途中で積立金額がゼロになった場合でも、被保険者の一生涯にわたって年金をお支払いします。

年金額は基本年金と加算年金の合計額になります

基本年金は、基本給付金額、据置期間中の積立金額、据置期間の年数

および被保険者の年金支払開始日の年齢により決定する、毎年定額の年金です。

加算年金は、年金支払開始日以後、特別勘定の運用結果次第で、その年の基本年金に上乗せされます。

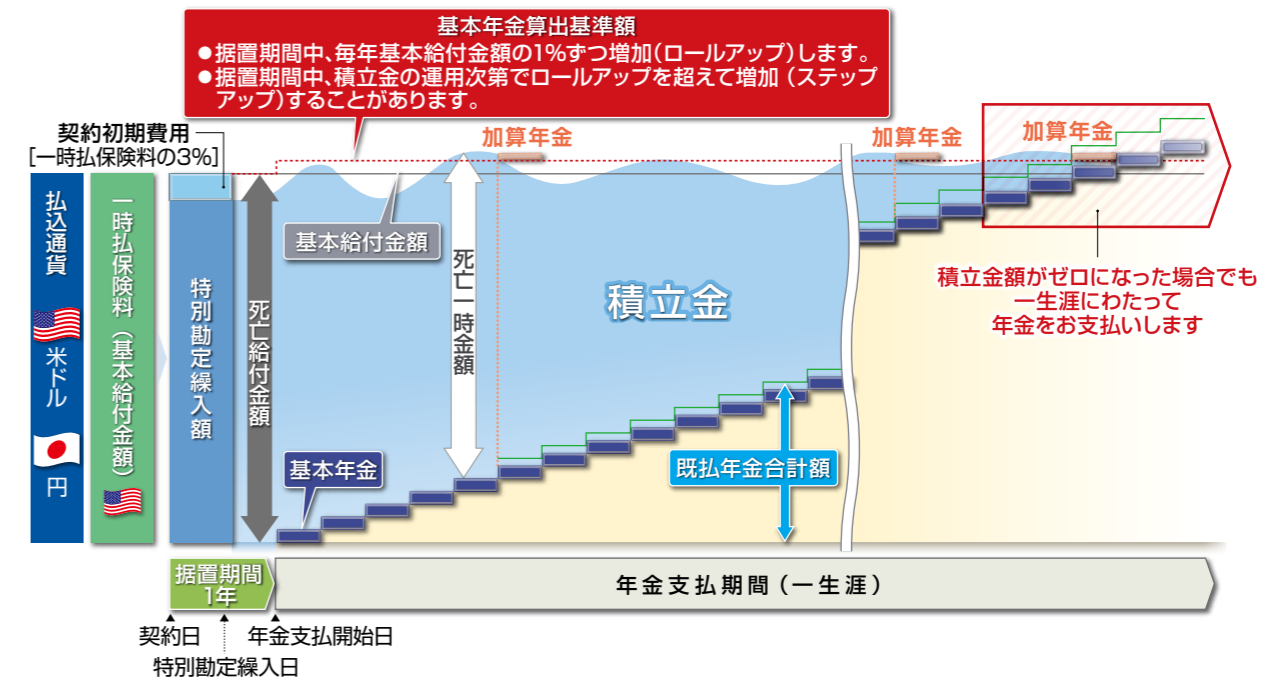
お支払い総額が最低保証されます

この商品でお支払いする、年金額と死亡一時金額の合計は、

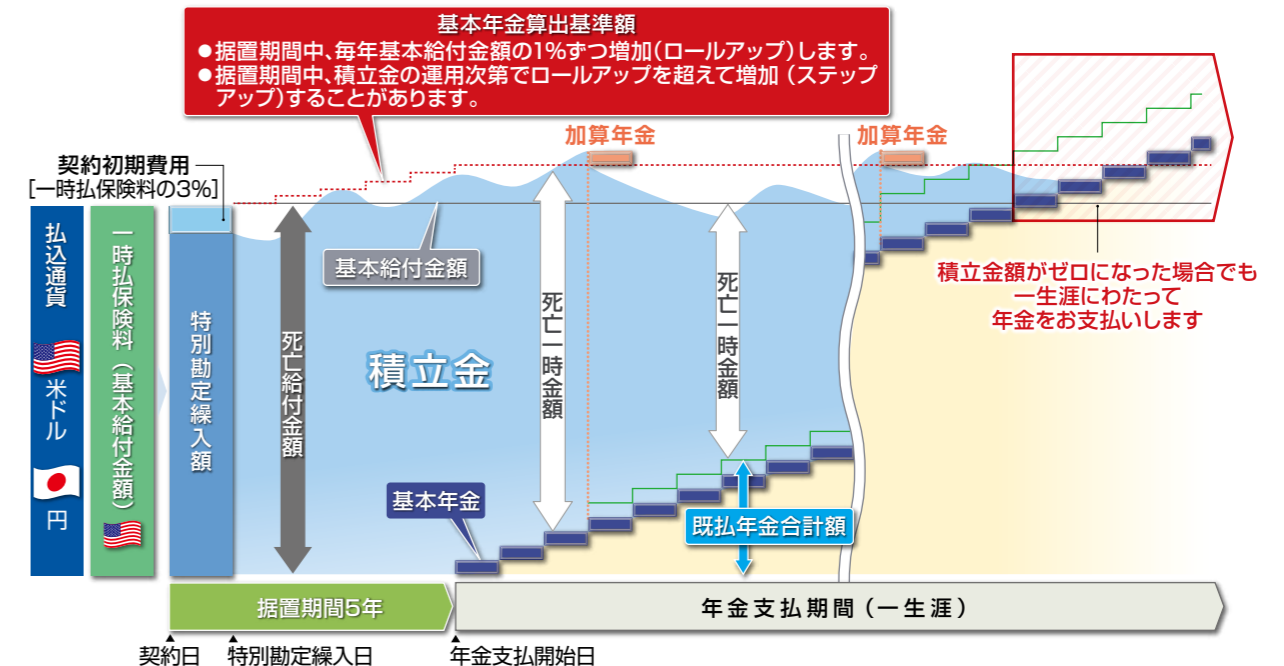
基本給付金額(一時払保険料)が米ドル建で最低保証されます。

死亡給付金額も、基本給付金額(一時払保険料)が米ドル建で最低保証されます。

早期受取コース(据置期間1年)の場合のイメージ図



据置受取コース(据置期間5年)の場合のイメージ図



3. お支払いする年金・給付金等

年金のお支払い

この商品では、契約日からご指定の年数(据置期間)の後、**年金(保証金額付特別勘定終身年金)を、毎年お支払いします。**

年金支払開始日から、以後毎年の年金支払日に被保険者が生存している限り、年金受取人に年金をお支払いします。

なお、年金をお支払いするたびに、年金額と同額を積立金から差し引きます。お支払いは米ドルとなります。ただし、年金円貨支払特約を適用した場合または年金為替ターゲット支払特約を付加した場合は、日本円でのお支払いとなります。

$$\text{年金額} = \text{基本年金額} (\text{①年金支払開始日における基本年金算出基準額} \times \text{②年金額算出率}) + \text{加算年金額}$$

→ ご契約のしおり・約款「年金のお支払いについて」

[基本年金額]

①基本年金算出基準額

ご契約時の基本年金算出基準額は一時払保険料と同額ですが、契約日の1年後から、以後年金支払開始日までの毎年の契約応当日に見直しを行い、基本年金算出基準額がふえることがあります。

下記のいずれか大きい金額が、以後の新たな基本年金算出基準額になります。

- 1: 契約応当日の前日末の積立金額
- 2: 基本給付金額 + 基本給付金額 × (契約日からの経過年数 × 1%)
- 3: 契約応当日の前日末の基本年金算出基準額

年金支払開始後は、基本年金算出基準額の見直しを行いません。

②年金額算出率

年金額算出率は年金支払開始日における被保険者の満年齢と据置期間によって、下記の通りになります。その後の被保険者の加齢による変更はありません。

年金支払開始日における被保険者の満年齢	据置期間	年金額算出率	年金支払開始日における被保険者の満年齢	据置期間	年金額算出率
47歳～49歳	1年～3年	2.8%	65歳～69歳	1年～9年	3.6%
				10年～14年	3.7%
				15年～20年	3.9%
50歳～54歳	1年～8年	2.9%	70歳～74歳	1年～4年	3.9%
				5年～9年	4.0%
				10年～14年	4.1%
				15年～20年	4.3%
55歳～59歳	1年～9年	3.1%	75歳	1年～4年	4.2%
				5年～9年	4.4%
	10年～13年	3.2%		10年～14年	4.7%
				15年～20年	4.9%
60歳～64歳	1年～9年	3.3%			
	10年～14年	3.4%			
	15年～18年	3.6%			

[加算年金額]

毎年の年金支払日の前日末の、下記の金額がプラスのときに加算されます。(マイナスのときは、加算年金額はゼロになります)

$$\text{積立金額} - \left(\begin{array}{l} \text{基本年金算出基準額} - \text{それまでにお支払いすべき} \\ \text{基本年金額の合計} \end{array} \right)$$

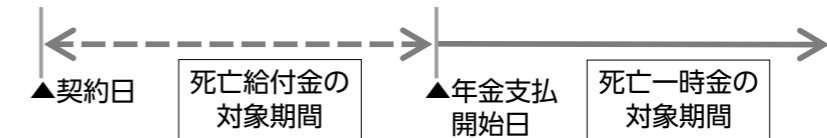
(基本年金算出基準額 - それまでにお支払いすべき基本年金額の合計)がマイナスの場合、上記計算式では、この部分をゼロとして取り扱います。

被保険者死亡時のお支払い

この商品では、被保険者が亡くなられたときに、**死亡給付金または死亡一時金をお支払いし、ご契約は終了します。**

お支払いは米ドルとなります。ただし、年金円貨支払特約等を適用した場合は、日本円でのお支払いとなります。

[死亡給付金・死亡一時金のお支払い対象期間のイメージ]



時期	名称	お支払いする金額	受取人
亡くなられたときが年金支払開始日より前 死亡給付金の対象期間	死亡給付金	被保険者が亡くなられた日末の、次のいずれか大きい金額 ① 積立金額 ② 基本給付金額	死亡給付金受取人
亡くなられたときが年金支払開始日以後 死亡一時金の対象期間	死亡一時金	被保険者が亡くなられた日末の、次のいずれか大きい金額*1 ① 積立金額 ② 基本給付金額から「それまでにお支払いすべき年金額の合計(既払年金合計額)」を差し引いた額	年金受取人*2

*1 この金額がゼロの場合、死亡一時金のお支払いはありません。

*2 年金受取人が亡くなられた被保険者と同一人のときは、後継年金受取人に死亡一時金をお支払いします。

→ ご契約のしおり・約款「死亡給付金のお支払いについて」など



ご注意

契約日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺した場合など、所定の事由に該当するときは、死亡給付金等のお支払いができません。詳しくは、注意喚起情報「4.給付金等のお支払い」をご確認ください。

→ 注意喚起情報「4.給付金等のお支払い」

4. 積立金の運用

積立金は特別勘定で運用します

この商品では、据置期間中*1および年金支払開始日以後の積立金を特別勘定で運用します。

コース	早期受取コース	据置受取コース
据置期間	1年	5年～20年
特別勘定名称	最適化型2017(10A-7)	最適化型2017(10A-8)
主な投資信託	SA VA ストラテジーファンド3.5	SA VA ストラテジーファンド4.5
主な投資信託の運用方針	各ファンドは、主として、世界の株式、国債および商品市場を対象とした参照指数に連動する投資成果をめざして先物取引、スワップ取引、ETF、債券などに投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざします。	
資産運用関係費用	年率0.60%(非課税)	
運用会社*2	日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド	

*1 特別勘定での運用は、特別勘定繰入日からになります。

*2 2017年10月末現在において、当社との間の資本関係および人的関係はありません。

特別勘定(特約部分)

年金為替ターゲット支払特約を付加したご契約で、年金支払(開始)日の当社所定の為替レートがご指定の水準より円高であった場合に、年金額を移転して次回以降の為替判定日に為替レートがご指定の水準に達するまで運用します。

特別勘定名称	マネープール型(10A-4)
投資信託*3	投資信託は利用しておりません。
運用方針	外貨建預貯金および短期金融商品を主要運用対象とし、資金動向ならびに市場動向等に配慮するとともに、流動性を確保しながら安定運用を行います。
資産運用関係費用*4	かかりません。
運用会社	ソニーライフ・ウィズ生命保険株式会社

*3 特別勘定(特約部分)の投資対象および運用会社は、将来変更されることがあります。

*4 当社以外の運用会社を利用した場合に、資産運用関係費用がかかることがあります。

詳しくはご契約のしおり・約款「4.特別勘定と資産運用」および特別勘定のしおりをご確認ください。

→ ご契約のしおり・約款「4.特別勘定と資産運用」 → 特別勘定のしおり

特別勘定繰入日

お払い込みいただいた一時払保険料から契約初期費用を差し引いた額を、特別勘定に繰り入れる日のことです。

「契約日」、「ご契約のお申し込み日からその日を含めて8日目に該当する日」または「ソニーライフ・ウィズ生命がご契約のお申し込みを承諾した日」のいずれか遅い日の翌営業日となります。

特別勘定における資産の評価方法

有価証券	時価評価
その他の資産	原価法による評価
デリバティブ取引	時価評価し、評価差額を損益に計上
契約通貨建以外の資産・負債	期末時換算法にて契約通貨に換算

評価方法は将来変更されることがあります。

5. ご契約の解約・一部解約

ご契約の解約を取り扱います

この商品では、いつでもご契約の解約を取り扱います。
お手続きに際して、費用のご負担はありません。

この商品では、解約を取り扱います。費用のご負担は、ありません。

解約によりお支払いする解約返戻金額は、解約に関する書類を不備のない状態でソニーライフ・ウィズ生命が受け付けた日末の積立金額になります。

特別勘定の運用実績によって、解約返戻金額は変動します。

お支払いは米ドルとなります。ただし、円貨支払特約を適用した場合は、日本円でのお支払いとなります。

詳しくはご契約のしおり・約款「ご契約の解約」をご確認ください。

→ ご契約のしおり・約款「ご契約の解約」

ご契約の一部解約を取り扱います

一定の条件で、ご契約の一部解約を取り扱います。
これによって、積立金額や基本給付金額などが減額されます。

この商品では、年金支払開始日前に限り一部解約を取り扱います。
費用のご負担は、ありません。

一部解約によりお支払いする金額は、お手続きの際に1,000米ドル以上で
ご指定いただく一部解約請求金額になります。一部解約後の積立金額や
基本給付金額が所定の金額に満たない場合は、お取り扱いをいたしません。

(上記「1,000米ドル以上」のお取り扱いは、将来変わることがあります)

お支払いは米ドルとなります。ただし、円貨支払特約を適用した場合は、日本円でのお支払いとなります。

詳しくはご契約のしおり・約款「ご契約の一部解約」をご確認ください。

→ ご契約のしおり・約款「ご契約の一部解約」



ご注意

- ご契約を解約された場合、この商品の持つ効力はすべて失われます。
また解約返戻金額は、最低保証されません。解約返戻金額は、一時払保険料の金額を下回り、損失を生ずるおそれがあります。
なお特別勘定繰入日の前日までに、ご契約を解約された場合、解約返戻金額は基本給付金額(一時払保険料)と同額になります。
- ご契約を一部解約された場合、積立金額、基本給付金額および基本年金算出基準額は、一部解約前の積立金額に対する一部解約請求金額の割合に応じて、それぞれ減額されます。
このため、一部解約でお支払いする金額と、将来お支払いする給付金等の合計額が、一時払保険料を下回り、損失を生ずるおそれがあります。

6. その他

この商品には費用がかかります

この商品にかかる諸費用は、「契約初期費用」「保険関係費用」「資産運用関係費用」の合計額になります。そのほか、「年金管理費用」「外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」がかかる場合があります。

→ 注意喚起情報「1.ご負担いただく費用」

配当金はありません

この商品は無配当保険となり、配当金はありません。

次の特約を付加することができます

特約の種類	特約の内容	お取り扱い
遺族年金支払特約	死亡給付金または死亡一時金を、一時支払に代えて年金としてお支払いする特約です。	【年金の種類】 確定年金 【年金支払期間】 5年～40年(5年単位)から選択
指定代理請求特約	年金受取人が年金または死亡一時金を請求できないソニーライフ・ウィズ生命の定める事情がある場合に、あらかじめ指定された代理人が代わって請求できる特約です。	【指定代理請求人】 ・被保険者 ・年金受取人の戸籍上の配偶者 ・年金受取人の直系血族 ・年金受取人の兄弟姉妹 などから1名を指定 ※指定代理請求人に対し、お支払い事由および代理請求できる旨をお伝えください。
保険料円貨入金特約*1	一時払保険料に充てる金額を、円貨で払い込むことができる特約です。一時払保険料の一部を円貨で払い込むことはできません。	お申し込み時に付加 ※募集代理店によっては、この特約を取り扱わないことがあります。
円貨支払特約*1	外貨建の死亡給付金または解約返戻金などを、円貨でお支払いすることができる特約です。	ご請求時に適用
年金円貨支払特約*1	外貨建の年金または死亡一時金を、円貨でお支払いすることができる特約です。	ご請求時に適用
年金為替ターゲット支払特約*1	外貨建の年金について、為替判定日*2の為替水準に応じた取り扱いができる特約です。	年金支払開始日前日までに付加 ※ご契約時に付加することはできません。 ※この特約を付加した場合、年金の分割支払はお取り扱いできません。

*1 各特約で適用される為替レートについては契約概要「7.お取り扱い」をご確認ください。

*2 主約款に定める年金支払(開始)日のことをいいます。

→ ご契約のしおり・約款「6.特約について」

→ 契約概要「7.お取り扱い」

7. お取り扱い

契約通貨	米ドル
保険料	【払込方法】一時払 【取扱金額】 最低 20,000米ドル(1米ドル単位) 保険料円貨入金特約を付加した場合200万円(1万円単位) 最高 5億円(契約日の前営業日のTTMによる円換算額)*
契約年齢	【早期受取コース】46歳～74歳 【据置受取コース】46歳～70歳
据置期間/ 年金支払開始 年齢	【早期受取コース】据置期間1年 年金支払開始年齢47歳～75歳 ※ご契約後、年金支払開始日より前であれば、年金支払開始年齢の範囲内で据置期間を2年～4年(1年単位)に変更することができます。 【据置受取コース】据置期間5年～20年(1年単位) 年金支払開始年齢51歳～75歳 ※ご契約後、年金支払開始日より前であれば、年金支払開始年齢の範囲内で据置期間を5年～20年(1年単位)に変更することができます。 ご契約後にコースの変更はできません。
年金種類	保証金額付特別勘定終身年金
年金支払期間	終身
年金の分割支払	年2回、4回、6回、12回の分割支払をお取り扱いします。 ※分割後の1回あたりの支払額が400米ドル(年金円貨支払特約を適用した場合は4万円)に満たない場合はお取り扱いできません。 ※年金為替ターゲット支払特約を付加した場合、年金の分割支払はお取り扱いできません。
増額	お取り扱いできません。

*同一の被保険者で、ソニーライフ・ウィズ生命の定める個人年金保険を複数ご契約の場合、それぞれのご契約の一時払保険料(変額個人年金保険(保証金額付特別勘定終身年金型2012)は最低死亡保証金額)を通算して、5億円相当額を超えることはできません。なお、外貨建の既契約は既契約の契約日前営業日のTTMを適用し、円換算します。

※このほか、具体的なご契約の内容につきましては、「意向確認書兼適合性確認書」により、お客さまのご意向を確認させていただいたうえで、「契約申込書兼届出書」に記入していただきますので、お申し込みの際には、「契約申込書兼届出書」にて、必ずご確認ください。

適用される為替レートは次の通りです

この商品は各種の特約により、円貨によるお取り扱いが可能です。
その場合に適用される為替レートは、次の通りです。

特約の種類	適用される為替レート
保険料円貨入金特約	ソニーライフ・ウィズ生命が円貨払込金額を受領する日*1における、ソニーライフ・ウィズ生命所定の為替レート(円貨入金レート)(1米ドルあたりTTM+50銭、1銭単位) 円貨入金レートは為替レートフリーダイヤル(0120-591-666)でもご案内しています。
円貨支払特約	【死亡給付金または解約返戻金を円貨でお支払いする場合】 請求に必要な書類がソニーライフ・ウィズ生命に到着した日*1における、ソニーライフ・ウィズ生命所定の為替レート(1米ドルあたりTTM-1銭、1銭単位)
年金円貨支払特約	【年金等を円貨でお支払いする場合】 ・年金支払(開始)日 ・請求に必要な書類が、ソニーライフ・ウィズ生命に到着した日のいずれか遅い日*1における、ソニーライフ・ウィズ生命所定の為替レート(1米ドルあたりTTM-1銭、1銭単位)
年金為替ターゲット支払特約	【年金円貨支払為替レート】 主契約の年金の取扱方法を決定する基準となる為替レートで、ソニーライフ・ウィズ生命所定の範囲内*2で、ご契約者に指定いただきます(1円単位)。 為替判定日*1における判定為替レートがこれより円安または同額の場合は円貨で年金額を支払い、円高の場合は特別勘定(特約部分)に年金額を移転します。 【判定為替レート】 為替判定日におけるソニーライフ・ウィズ生命所定の為替レート(1米ドルあたりTTM-1銭、1銭単位)

*1 その日が当社所定の金融機関の休業日の場合は、その日の翌営業日となります。

*2 特約を付加する際に、ソニーライフ・ウィズ生命所定の範囲でご指定ください。

※TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、ソニーライフ・ウィズ生命所定の金融機関が公示するその日の最初の値となります。

※ソニーライフ・ウィズ生命所定の為替レートは、ソニーライフ・ウィズ生命のホームページでご確認いただくことができます。

※適用される為替レートは、将来変更されることがあります。

1. ご負担いただく費用

この商品では、以下の費用の合計額をご負担いただきます。

●契約初期費用

ご契約の締結等にかかる費用です。
特別勘定への繰り入れ前に、
一時払保険料から差し引かせていただきます。

一時払保険料に対して **3.0%**

●保険関係費用

ご契約の締結、維持および年金等のお支払い総額を最低保証するための費用です。
基本給付金額に対して、被保険者の性別、契約年齢および選択されたコースによって、下表の年率となります。
特別勘定繰入日末および契約日の月単位の応当日末に、年率の1/12を乗じた金額を積立金から差し引かせていただきます。

被保険者の性別 および契約年齢		早期受取コース (据置期間1年)	据置受取コース (据置期間5年～20年)
男性	46歳～50歳	2.03%	2.14%
	51歳～55歳	1.99%	2.10%
	56歳～60歳	2.04%	2.16%
	61歳～65歳	2.16%	2.28%
	66歳～70歳	2.46%	2.58%
	71歳～74歳	2.84%	—
女性	46歳～50歳	2.50%	2.61%
	51歳～55歳	2.40%	2.51%
	56歳～60歳	2.43%	2.54%
	61歳～65歳	2.50%	2.62%
	66歳～70歳	2.79%	2.90%
	71歳～74歳	3.04%	—

●資産運用関係費用

特別勘定での運用にかかる費用です。据置期間中および年金支払期間中の毎日、日割り分の費用を信託財産から差し引かせていただきます。
なお、費用の率は将来変更されることがあります。

特別勘定が投資対象とする投資信託の信託財産に対して
年率 **0.60%** (非課税)

※上記の費用は、主たる投資対象である外貨建投資信託(ケイマン籍)の管理費用等を記載しており、参照指数の使用料としての年率0.274%を含みます。このほか、有価証券等の売買取引に伴う手数料等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。

特定のお客さまには、以下の費用をご負担いただきます。

●年金管理費用

遺族年金支払特約による年金のお支払いの管理にかかる費用です。
年金支払日に、次の金額を保険料積立金から差し引かせていただきます。
なお、費用の率は将来変更されることがあります。

支払年金額に対して **1.0%**

●年金為替ターゲット支払特約により、年金額が特別勘定(特約部分)に移転された場合にご負担いただく費用

【保険関係費用】

特別勘定(特約部分)の維持等に必要な費用です。毎日、年率の1/365を乗じた金額を特別勘定(特約部分)の積立金額から差し引かせていただきます。

特別勘定(特約部分)の積立金額に対して
年率 **0.50%** (上限)*

*特別勘定(特約部分)の保険関係費用は、この特別勘定の投資先資産の利回りをご負担いただくものとし、年率0.50%を上限とします。

1. ご負担いただく費用

●外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

●外国為替手数料

一時払保険料を円貨でお払い込みになる場合や、年金および死亡給付金などを円貨でお受け取りになる場合などに必要な費用です。ソニーライフ・ウィズ生命所定の為替レート(下表)とTTM(対顧客電信売買相場仲値)との差額として、為替の適用時にご負担いただきます。

円貨入金レート	TTM+50銭
円貨支払レート 年金円貨支払レート 判定為替レート	TTM-1銭

※外国為替手数料は将来変更されることがあります。

●振込手数料等

一時払保険料を外貨でお払い込みになる場合、保険料払込時に金融機関への振込手数料のほかにも手数料をご負担いただく場合があります。また、年金等を外貨でお受け取りになる場合にも手数料をご負担いただくことがあります。詳しくは、取扱金融機関にご確認ください。

2. 投資リスク・為替リスク



この商品は特別勘定の運用実績に基づいて積立金額、年金額、死亡給付金額および解約返戻金額などが変動します。

特別勘定の運用では、外貨建投資信託を通じて先物取引、スワップ取引、ETF、債券などに投資します。

このため、価格変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、為替変動リスク、デリバティブ取引のリスク、カウンターパーティー・リスク、流動性リスクなどの投資リスクがあります。

これらの投資リスクにより、この商品で最低保証の対象とならない解約返戻金等でお受け取りいただく金額の合計は、**一時払保険料の金額を下回り、損失を生ずるおそれがあります。**

なお、**為替相場の変動により、お支払い時の為替レートで円貨に換算した受取総額(既払年金合計額と死亡一時金の合計額)、死亡給付金額および解約返戻金額が、ご契約時の為替レートで円貨に換算した金額や一時払保険料相当額を下回り、損失を生ずるおそれがあります。**

●この商品には為替リスクがあります

この商品は外貨建のため、外国為替相場(以下「為替レート」といいます)の変動による影響を受けます。

この為替レートの変動による価格変動リスクのことを為替リスクといいます。

- ・年金や死亡給付金などをお支払い時の為替レートで円貨に換算した金額が、ご契約時の為替レートで円貨に換算した金額を下回る場合があります。
- ・死亡給付金等をお支払い時の為替レートで円貨に換算した金額が、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失を生ずるおそれがあります。

これらの為替リスクは、ご契約者、年金受取人または死亡給付金受取人に帰属します。

【米ドルによる為替リスクの例(特別勘定による運用実績を考慮していません)】

1米ドル=90円のときに
900万円を米ドルに
交換してご契約

900万円



100,000
米ドル

1米ドル=100円のときに
円に換算

1,000万円

1米ドル=80円のときに
円に換算

800万円

3. お申し込み時

● クーリング・オフを取り扱います

この商品では、書面により、クーリング・オフを取り扱います。
 このとき、ご契約のお申し込み時に払い込んでいただいた金額を、
 全額払い込まれた通貨でお返します。お客さまが外貨を受け取る際には、取扱金融機関により
 手数料等をご負担いただく場合があります。

下記のいずれか遅い日から(その日を含めて)8日以内にソニーライフ・ウィズ生命まで、
 必要事項を記載した書面を郵送してお申し出ください。

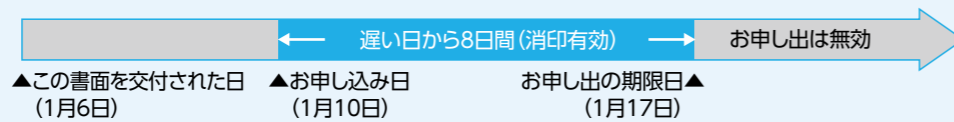
- ・ご契約のお申し込み日
- ・この「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」を交付された日

ただし、下記の場合はこのお取り扱いができません。

- ・債務履行の担保のための保険契約である場合
- ・すでに成立したご契約の内容変更である場合
- ・書面の発信時に死亡給付金のお支払い事由が発生している場合
 (ただし、お申込者またはご契約者がその事実を知っている場合を除きます。)

このお取り扱いができない場合、およびお申し出方法について、詳しくはご契約の
 しおり・約款「クーリング・オフについて」をご確認ください。

【クーリング・オフのお取り扱い期間の例】



→ ご契約のしおり・約款「クーリング・オフについて」

● 告知は不要です

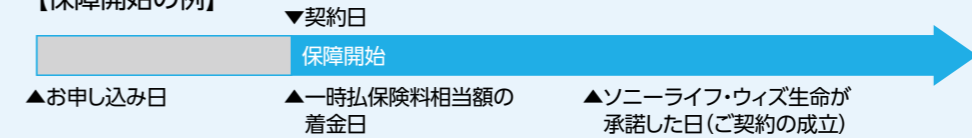
この商品のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対して
 ソニーライフ・ウィズ生命は告知を求めません。

- ・ご契約のお申し込み時点において被保険者が入院中等所定の状態にある場合、
 ご契約のお申し込みをソニーライフ・ウィズ生命は承諾しないことがあります。

● 保障が始まるのは、お申し込みの時からではありません

ソニーライフ・ウィズ生命がご契約のお申し込みを承諾した場合、
 一時払保険料(相当額)の着金が完了した時にご契約上の保障が開始されます。
 この保障が開始される日が、契約日になります。

【保障開始の例】



なお、募集代理店および募集代理店の担当者には保険契約締結の代理権がないため、
 お申し込みを承諾することはできません。ご契約は、お客さまからのお申し込みを
 ソニーライフ・ウィズ生命が承諾したときに成立します。

→ ご契約のしおり・約款「ご契約に際して」

● 契約の乗り換えによるお申し込みは、不利になることがあります

現在ご加入中の保険契約の解約・減額を前提に、新たにこの商品にご契約の
 お申し込みをされる場合(契約の乗り換え)、次のような不利益を被ることがあります。

- ・現在ご加入中の保険契約で保障された内容が、新たな商品では保障されないこと。
- ・現在ご加入中の保険契約の解約返戻金額が、払い込んでいた保険料の総額
 よりも少なくなること。

● 借入金を用いたお申し込みは、お断りいたします

ソニーライフ・ウィズ生命では、借入金を保険料に充当することを前提とした
 ご契約のお申し込みは、お断りします。

4. 給付金等のお支払い

●死亡給付金等のお支払いには、お申し出が必要です

お支払いの対象にあたるかどうか不明な場合も含めて、まずはソニーライフ・ウィズ生命までご連絡ください。

ソニーライフ・ウィズ生命 お客様サービスセンター
 ご契約者さま専用ダイヤル **0120-955-900** (通話料無料)
 受付時間: 月曜日から金曜日 (祝日・年末年始を除く)
 午前9時～午後5時30分
<https://www.sonylifewith.co.jp>



●死亡給付金等をお支払いできない場合があります

代表的な例として、次のような場合には死亡給付金等をお支払いできないことがあります。

- ・ 契約日から3年以内に被保険者が自殺した場合
- ・ 死亡給付金等を受け取るために、故意に被保険者を死亡させた場合
- ・ 保険契約者、被保険者または死亡給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合

死亡給付金等をお支払いできない場合について、詳しくはご契約のしおり・約款「給付金等をお支払いできない場合」をご確認ください。

→ ご契約のしおり・約款「給付金等をお支払いできない場合」

5. ご契約中

●特別勘定で積立金を運用します

ご契約期間中は、外貨建投資信託を主な投資対象とする米ドル建の特別勘定で、積立金を運用します。

特別勘定での運用およびこれに伴うリスクについて、詳しくは契約概要「4.積立金の運用」、注意喚起情報「2.投資リスク・為替リスク」および特別勘定のしおりをご確認ください。

→ 契約概要「4.積立金の運用」 → 注意喚起情報「2.投資リスク・為替リスク」 → 特別勘定のしおり

●解約を取り扱います

解約のお取り扱い、解約返戻金額、お手続きなど、詳しくは契約概要「5.ご契約の解約・一部解約」、ご契約のしおり・約款「ご契約の解約」「ご契約の一部解約」「債権者等による解約」「被保険者によるご契約の解約請求」をご確認ください。

→ 契約概要「5.ご契約の解約・一部解約」 → ご契約のしおり・約款「ご契約の解約」など

●ソニーライフ・ウィズ生命が経営破たんに関与した場合等

ソニーライフ・ウィズ生命の業務または財産の状況の変化、または経営破たんにより、死亡給付金額、積立金額、解約返戻金額および年金額などが削減されることがあります。

ソニーライフ・ウィズ生命は、生命保険契約者保護機構に加入していますので、経営破たんに関与した場合でも、保護機構によって保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、保護措置を図られてもなお、死亡給付金額、積立金額、解約返戻金額および年金額などが削減されることがあります。

→ ご契約のしおり・約款「生命保険契約者保護機構について」など

6. 税金のお取り扱い

2017年10月末現在

●外貨建生命保険の税法上のお取り扱い

この保険は、日本において契約される生命保険契約であることから、税法上のお扱いは円建の生命保険と同じになります。

外貨で授受された金額は下表の為替レートにより、円貨に換算して取り扱われます。

円貨支払特約・年金円貨支払特約および年金為替ターゲット支払特約を付加した場合の年金額・死亡給付金額・解約返戻金額などは、当社所定の為替レートによる円換算額が基準となります。

対象となる項目	円換算日	適用する為替レート*1
一時払保険料*2	保険料領収日	対顧客電信売相場仲値 (TTM)*3
年金額	年金支払日	対顧客電信売相場仲値 (TTM)*3
死亡給付金額	相続税または贈与税の対象となる場合	対顧客電信買相場 (TTB)
	所得税(一時所得)および住民税の対象となる場合	対顧客電信売相場仲値 (TTM)*3
解約返戻金額	解約日	対顧客電信売相場仲値 (TTM)*3

*1 円換算日に2以上の為替レートがある場合には、その日の最終の為替レートとなります。

*2 保険料円貨入金特約を付加した場合には、円貨払込金額が基準となります。

*3 対顧客電信売相場仲値 (TTM) とは、対顧客電信売相場 (TTS) と対顧客電信買相場 (TTB) の中間の値となります。

*4 被保険者の死亡日となります。

●お払い込みいただく一時払保険料は、払い込んだ年の生命保険料控除の対象となります

この商品の保険料(一時払保険料)のお払い込みは、一般の生命保険契約等としてご契約者(保険料負担者)の所得税や住民税における、生命保険料控除の対象となります。

※個人年金保険料控除の対象にはなりません。

●解約返戻金のお受け取りには、税金がかかります

この商品の解約返戻金のお受け取りには、解約差益部分*5に一時所得として所得税および住民税がかかります。

*5 解約差益 = 解約返戻金額 - 一時払保険料(過去に必要経費等とした金額を除く)

●死亡給付金のお受け取りには、税金がかかります

この商品の死亡給付金のお受け取りには、税金がかかります。

税金の種類は、ご契約者・被保険者・死亡給付金受取人の関係によって異なります。

ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	税金の種類
ご本人	ご本人	配偶者、子など	相続税
ご本人	配偶者、子など	ご本人	所得税(一時所得)+住民税
ご本人	配偶者、子など	ご本人以外	贈与税

●年金のお受け取りには、税金がかかります

この商品の年金のお受け取りには、税金がかかります。

税金の種類は、ご契約者と年金受取人の関係によって異なります。

ご契約者	年金受取人	税金の種類
ご本人	ご本人	年金受取時:所得税(雑所得)+住民税
ご本人	ご本人以外	年金受取の開始時:贈与税 年金受取時*6:所得税(雑所得)+住民税

*6 1回目の年金は非課税となり、2回目以後の年金のうち一部が課税対象となります。



ご注意

- ・外貨での受取額は円換算額で課税されるため、外貨建の受取額が一時払保険料を下回っていても、税金がかかることがあります。
- ・外貨での受取額は円換算額で課税されるため、税引き後の外貨建の受取額が一時払保険料を下回ることがあります。
- ・記載の税金のお取り扱いとは異なる場合があります。
- ・個別の税金のお取り扱い等については、所轄の税務署等にご確認ください。
- ・将来、税制の変更により、記載の内容から税金のお取り扱いが変わる場合があります。
- ・2013年1月1日から2037年12月31日まで、所得税を納める義務のある方には、各年分の基準所得税額に対して2.1%が復興特別所得税として合わせて賦課されます。
- ・税金のお取り扱いに関する事項については、ご契約のしおり・約款「税金のお取り扱いについて」にも記載しておりますので、ご確認ください。

→ ご契約のしおり・約款「税金のお取り扱いについて」

7. お問い合わせ窓口

●お問い合わせ・苦情のお申し出は、ソニーライフ・ウィズ生命までご連絡ください

ご契約内容に対するお問い合わせ、ご契約に関する苦情のお申し出はソニーライフ・ウィズ生命までご連絡ください。
また、住所等のご契約内容が変更になった場合、ご契約内容に不明な点が生じた場合も、ソニーライフ・ウィズ生命までご連絡ください。

ソニーライフ・ウィズ生命 お客さまサービスセンター
ご契約者さま専用ダイヤル **0120-955-900** (通話料無料)
受付時間：月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時～午後5時30分
<https://www.sonylifewith.co.jp>



●当事者間では解決が見込めない場合

金融サービスの取引をめぐって、金融機関との間でトラブルが生じたときに利用できるのが「金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)」です。
裁判以外の手続きで、費用をかけずに、迅速にトラブルの解決を図ります。

指定紛争解決機関が、当事者双方の話を聞きながら、時間や費用をかけずに、中立・公正な立場でトラブルの解決を図ります。そして、この商品に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会です。

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、お電話にてお受けしております。これらの連絡先電話番号等は、ソニーライフ・ウィズ生命のお客さまサービスセンターでも、ご案内しております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所
<http://www.seiho.or.jp/>

→ [ご契約のしおり・約款「ご契約に関する苦情相談」](#)

Lined area for taking notes, containing approximately 20 horizontal lines.

